

変更届の提出

提出した計画内容に変更が生じる場合は、所定期日までに変更届の提出が必要です！

- 届出済みの制度導入・適用計画の導入予定日を変更する場合、当初予定していた導入予定日または変更後の導入予定日のいずれか早い方の前日までに、「制度導入・適用計画変更届」（訓練休暇様式第2号）と変更に関する書類を併せて、主たる事業所を管轄する労働局に提出する必要があります。なお、導入予定日を1か月以上後ろ倒しとする場合は、変更届ではなく、改めて計画届を提出してください。
- **その他の変更が生じた場合は、「支給申請書」（訓練休暇様式第4号）の提出までに、「制度導入・適用計画変更届」（訓練休暇様式第2号）を提出してください。**
- **提出した計画内容に変更が生じているにもかかわらず、制度導入・適用計画変更届の提出がない場合は助成対象外となります。申請内容に変更が生じる場合には、必ず、所定の期日までに制度導入・適用計画変更届にて変更内容を申請いただくようお願いします。**
- 電子申請においては、計画届が受付されていない場合、変更届の提出ができません。計画届が受付される前に、事前に届出が必要な変更事由が生じた場合は、変更届の提出期限までに、管轄労働局長に申し出る必要があります。

変更届の提出期限の考え方

- 例1：制度導入予定日を6月5日に設定していたが、7月1日に変更する場合
→6月4日までに制度導入・適用計画変更届を提出
- 例2：制度導入予定日を6月5日に設定していたが、6月2日に変更する場合
→6月1日までに制度導入・適用計画変更届を提出
- 例3：制度導入予定日を6月5日に設定していたが、8月1日に変更する場合
→変更届ではなく、別途7月1日までに制度導入・適用計画届を提出